

定 款

株 式 会 社 篠 崎 屋

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社篠崎屋と称し、英文では、
SHINOZAKIYA, INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 大豆加工食品、漬物、佃煮、煮物、その他惣菜類の製造及び販売
2. 麺類、麺類加工品、穀類、乳製品、パン、菓子、アイスクリーム、調味料、レトルト食品、チルド食品、冷凍食品、健康食品その他食品の製造及び販売
3. 豆乳、酒類その他飲料の販売
4. 日用雑貨、衣料品、繊維品、化粧品、文房具、什器、厨房用品、厨房機械器具、書籍、煙草、装飾品、服飾雑貨、コンピューター及び周辺機器の販売、賃貸及び輸出入業
5. 食料品、酒類、飲料、化粧品の研究、開発、及び輸出入業務
6. 食品の製造技術に関するコンサルティング業務
7. 飲食店・レストランの経営
8. 飲食店の企画、設計、施行、保守監理、清掃の各業務
9. 土木、建築工事及び設計、測量の業務
10. 経営に関するコンサルタント業務
11. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
12. フランチャイズシステムによる小売店及び飲食店の経営
13. フランチャイズシステムによる小売店及び飲食店の加盟店の募集並びに加盟店の経営指導
14. フランチャイズチェーンシステムの研究開発、新店舗展開に関する立案及び市場調査
15. 倉庫業
16. 印刷、出版業
17. 旅行業
18. 広告代理業、イベントの企画、立案及び実施
19. 自動車運送取扱い業務
20. 宝くじの販売
21. 総合リース業及び割賦販売法に基づく割賦販売業
22. インターネットを利用した各種情報サービスの提供
23. コンピューターのシステム開発、及び運用監理

- 24. 電子計算機による受託計算
- 25. 労働者派遣事業
- 26. 外国人の語学教育
- 27. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理に関する業務
- 28. 貸金業
- 29. 投資業
- 30. 株式公開に関するコンサルタント業務
- 31. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県春日部市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の既定による取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヵ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残存期間と同一とする。
3. 会社法329条第2項に基づき選任された補欠取締役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。
3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、開催日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。